

卸売市場法改正のポイント

資料3

これまでの食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、これについては、卸売業者、仲卸業者等の役割・機能が発揮され、今後も食品流通の核として堅持すべきである。

	現 行	改正案
市場の開設等	根拠法は卸売市場法	根拠法は卸売市場法
	国が整備方針・計画を策定	国が基本方針を策定
	自治体 (都道府県や人口20万人以上の市) (農林水産大臣による認可)	共通ルールを遵守し、一定水準以上の規模を有する 「卸売市場」 民間を含め、制限なし (農林水産大臣による認定)
	卸売業者	農林水産大臣による許可
	仲卸業者	開設者による許可
	売買参加者	開設者による承認
	国が指導・検査監督(開設者及び卸売業者)	国が指導・検査監督(開設者のみ)
取引規制等	売買取引の方法の公表	全市場の「 <u>共通ルール</u> 」として残置
	差別的取扱いの禁止	
	受託拒否の禁止	
	代金決済ルールの策定・公表	
	—	取引条件の公表(義務の新設)
	取引結果の公表	取引結果の公表
	第三者販売の原則禁止	卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続きを踏み、 <u>共通ルールに反しない範囲</u> において定めることができる。
	直荷引きの原則禁止	
商物一致の原則		

※ 今通常国会において審議中、成立後、準備期間(2年を超えない範囲内)を経たうえで施行予定